平成２９年（フ）第１２２号
愛知県安城市安城町宮前83番地　Ａ・Ｃｉｔｙ宮前102
債務者　小田島信幸
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
大阪府摂津市鳥飼下２丁目４番３―10Ｃ号
債務者　山下　弘哉
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４３号
大阪府吹田市清和園町２番５号（103）
債務者　水口　和彦
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４３号
大阪府寝屋川市黒原旭町18番７号
債務者　片山　富生
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００１号
大阪市城東区野江２丁目16番25―301号
債務者　杉本　亜矢
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２６号
大阪府八尾市山本高安町２丁目11番13号　前田文化２Ｆ中
債務者　佐藤　久男
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１１号
大阪府門真市柳町12番６号　ヴィラナリー柳町405号
債務者　梶野　勝子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２３号
大阪市西成区千本北１丁目３番３号
債務者　島田妃佐美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３２５号
大阪府寝屋川市春日町２番９―303号
債務者　狗巻　美子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３２号
大阪府茨木市本町３番７号　ハイツオオキタ106号
債務者　石田　　学
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３６号
大阪府池田市栄町３―６―105、住民票上の住所奈良県香芝市穴虫1863番地６
債務者　矢野　謙一
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３６６号
大阪府摂津市千里丘６丁目６番37―203号　イーストヴィレッジ千里丘
債務者　西山　幸子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９２号
大阪府東大阪市西堤学園町１丁目４番13号
債務者　山本　和泉
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４１１号
大阪府寝屋川市豊里町46番28号
債務者　油谷　好子（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２０号
大阪市西成区玉出西２丁目８番９号　プリンスマンション103号
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１４２１号
千葉市若葉区小倉町1012番地８
破産者　渡邉　剛次
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７０号
最後の住所　千葉県習志野市東習志野４丁目15番32号
破産者　亡齋藤紀與志相続財産
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９２号
大阪府岸和田市額原町1003番地下松オークビル２階
破産者　株式会社オークプランニング
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係